

長浜市告示第119号

ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金交付要綱（令和5年長浜市告示第74号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第4条に次の1号を加える。

(3) オープンイノベーション推進に関する事業

第8条に次のただし書を加える。

ただし、第4条第3号に掲げる事業については、この限りでない。

第10条に次の2項を加える。

2 補助金の交付を受けた者は、前項に規定する機器を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の承認を受けた者に当該承認に係る機器の処分等により収入があったときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

別表第1に次のように加える。

(3) オープンイノベーション推進に関する事業	補助金の交付申請を行う年度の前年度に実施された「長浜市オープンイノベーション推進事業」において検討した共創事業の事業化を図る取組	専門家謝金、専門家旅費、外注加工費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、借損料、広告宣伝費、クラウドサービス利用費、コンサルタント費、試験分析等委託費、産業財産権等取得委託費又はパッケージ等製作委託費
-------------------------	--	--

別表第2を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

事業区分	補助率	補助限度額
デジタル化に関する事業	2分の1	200万円
販路拡大に関する事業		
オープンイノベーション		

推進に関する事業		
----------	--	--

様式第1号中

「

- | |
|-----------------------------------|
| (1) デジタル化に関する事業
(2) 販路拡大に関する事業 |
|-----------------------------------|

」

を

「

- | |
|--|
| (1) デジタル化に関する事業
(2) 販路拡大に関する事業
(3) オープンイノベーション推進に関する事業 |
|--|

」

に改める。

様式第3号中

「

- | |
|-----------------------------------|
| (1) デジタル化に関する事業
(2) 販路拡大に関する事業 |
|-----------------------------------|

」

を

「

- | |
|--|
| (1) デジタル化に関する事業
(2) 販路拡大に関する事業
(3) オープンイノベーション推進に関する事業 |
|--|

」

に改める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定は、令和8年3月31日から施行する。